**設立メール総会　議案３**

**細則１**

**ネット健康啓発者養成全国連絡協議会　総会・役員会の機関会議規定**

第１条　本細則１は、規約第九条(機関)で定めた、総会と役員会の会議規定を定める。

第２条　総会と役員会は、協議会の構成上から、電子メールが主になる。そのために、通常の会議と異なる性格もあるため、最低限の規則を定める。

第３条　会議の議長は、筆頭共同代表委員とする。

第４条　会議は、議長より議題がメールで送付された段階で成立し、審議機関は１週間とする。

第５条　審議最終日までに、賛成の意思が示された構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。返信のなかった構成員の意思は、「議長一任」として扱う。

第６条　議題原案に対して、反対、修正意見が寄せられた場合は、その項目のみを取り上げ、両案・意見を記した「検討議題」を再度全構成員に図るため、メール総会をさらに１週間延期する。

第７条　本細則１は、総会の決議事項である。また、運営上不都合が生じたときは、そのつど規定の見直しを行う。

附則

本細則１は、2017年12月16日より施行する。ただし、例外として協議会設立メール総会(2017.12.10から12.16)と同時に付される。